

平成26年度福岡県第2回がん対策推進協議会議事録

日時 平成26年11月25日（火）

14:00～15:30

場所 福岡県庁南棟10階 特1会議室

※議事録の文章は、実際の発言の趣旨を損なわない程度に、読みやすく整理したものです。

（司会）

では時間となりましたので、平成26年度第2回がん対策推進協議会を開催させていただきますと思います。

私は、健康増進課課長補佐の嶋添でございます。どうぞよろしく願いいたします。開催にあたりまして、健康増進課長よりご挨拶を申し上げます。

（健康増進課長）

白石でございます。

本日は大変お忙しい中、この会議に御出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃から、各位それぞれのお立場で福岡県のがん対策の推進に御理解・御協力いただいておりますことをこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

本日の会議は本年度第2回目でございます。年3回の実施を予定しております。

お手元に福岡県のがん対策の推進計画を机上配付資料として置いておりますが、この計画を昨年度から実施しているところでございます。

一昨年度、この計画の策定につきましては、皆様方にご協議いただき、実施しているものでございますが、それにあたりまして、昨年度中にアクションプランを策定いたしました。

今日の議題でございます、「がん対策アクションプランの進捗状況について」ということで、進捗状況の報告とあわせて、皆様方に御協議いただきたいと思っております。

その中で、がん対策推進計画の全体目標であります、75歳未満の年齢調整死亡率20%以上の減少につきましては、後程ご説明いたしますが、順調に進展しているところでございます。既に胃がんと肝臓がんにつきましては、目標値を達成しているところでございます。

しかしながら、進展はしているものの、まだまだ目標値に及ばないものもございまして、いろいろとご協議いただきたいと思っております。

また、今日は、今年度から新たに労働部門の方で、厚生労働省の福岡労働局から委員にご就任していただいておりますけれども、がん患者・経験者就労支援について、ご説明・ご協議していただくこととしております。

これは先ほど申し上げました新しい計画でも、がん患者の支援として盛り込んでいるものでございます。

また、3つ目の議題でございます「がん教育推進事業」につきましても、同じように新しい計画で盛り込んでいる関連する内容でございます。

さらに、今年度は1年延長しましたが、がん診療連携拠点病院の新しい指定に向けて、指定更新の作業をしているところでありまして、現状を皆様方にご報告する予定でございます。

盛りだくさんでございますが、限られた時間でございます。

どうぞ、忌憚のないご意見をいただきまして、がん対策の推進を図ってまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくご協議をお願いいたします。

(司会)

なお、本日の協議会は、議事録を公開することになっておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

ここで、本日ご欠席の連絡をいただいております委員の紹介をさせていただきます。本日は、松田会長、河端委員、中島委員、西原委員におかれましては、所用によりご欠席という連絡をいただいております。

また、日高委員の代理として、県教育庁体育スポーツ健康課参事の丸山様にご出席いただいております。

なお、本日は、2名の方が傍聴されますことをお知らせいたします。

それでは、はじめにお手元の資料の確認をさせていただきます。

〔配布資料の確認〕

それでは、これからの議事進行につきましては、前原副会長の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(副会長)

本日は、松田会長がご不在のため、私が代わりに議長を務めさせていただきます。

発言は、議長の指名に従ってお願いいたします。

本日の協議会は15時30分を終了予定時刻としております。

議題は、「(1)福岡県がん対策アクションプランの進捗状況について (2)がん患者・経験者の就労支援について (3)がん教育推進事業について (4)がん診療連携拠点病院等の推薦について」です。

では、早速ですが議事に入らせていただきます。まず、初めに、議題(1)「福岡県がん対策アクションプランの進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

健康増進課保健事業係の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1でございますが、「福岡県がん対策アクションプラン」は、先ほど課長の挨拶でございましたけれども、平成25年に協議いただきまして策定したもので

ございます。

平成25年度から5年間のがん対策の指標を定めた、「がん対策推進計画」に基づいて策定をいたしております。このアクションプランにつきましては、県の実情に促しまして、個別の目標を定めておりますので、その進捗状況についてご説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

「Ⅱ 全体目標 がんによる死亡者の減少」につきましては、計画策定当時、平成17年のデータでございますが、100.8が現在、平成25年では、84.6ということで8年目になりますけれども、16.2%減少しております。概ね2%ずつ減少していくことを考えておりますので、平成27年のデータでは、20%達成できるのではないかと考えているところでございます。

次の「Ⅲ 個別目標と具体的な取組、がん医療」の平成26年度の現状で、地域連携クリティカルパスの活用状況ですが、これは平成26年4月30日現在で数字をとらせていただいております、提携先が495件、患者数902人ということで、これにつきましても進展しているというふうに考えております。

3ページをお願いいたします。

「(2)放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実と医療従事者の育成」ですが、各拠点病院に専門員の配置ということで、新たな目標を定めさせていただいております。

各拠点病院におかれましては、専門医の配置を進めていただいております、全拠点病院を目標としておりますけれども、現在のところ少しずつ配置していただいておりますので、進展しているということで考えているところでございます。

4ページをお願いいたします。

「(3)がんと診断された時からの緩和ケアの推進」でございます。

まず、緩和ケア指導者研修、精神腫瘍学指導者研修会等を修了された方については、平成26年度は116名、精神腫瘍学の方は45名受けていただいておりますので、これにつきましても、目標に向けて数を伸ばしていっているというふうに考えているところでございます。

また、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」ですけれども、9月2日、これは第3期の単位型まで修了した段階で2,405人ということになっております。目標が6,000人ですので、次のページの関係団体のところがございますけれども、福岡県医師会は、地域の医療機関、診療所などの医師会会員に対し、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会への参加を積極的に働きかけるとされておりますので、今後も働きかけを行っていただきますとともに、新しい拠点病院の指針では、各拠点病院は、5年以内のがん診療に携わる医師に緩和ケア研修を受講させる体制をとることと規定されておりますので、各拠点病院の方で、緩和ケア研修会の受講を進めていただければというふうに考えております。それをもちまして、6,000人の達成に向けていきたいというふうに考えております。

緩和ケア診療加算の算定施設数につきましても、実質伸びておりますので、進展しているという形になっております。

その次の緩和ケアの認知度ですが、こちらの方は、がん対策に関する世論調査の数

値としており、調査がありませんので、空欄としています。

5 ページをお願いいたします。

「(4) 在宅医療の推進」につきましては、がん患者の在宅死亡割合は、計画策定時は、6.2%でございましたけれども、平成26年度は8.3%となっております。

この内訳は、介護保険の老人施設0.4%、老人ホーム等で1.5%、自宅の方で6.4%で、8.3%となっているところでございます。

以前として病院・診療所では、90.9%の方が亡くなっておられますけれども、それを見ていただきますと2ポイント増加しておりますので、進展していると考えているところでございます。

6 ページをお願いします。

がん相談支援センターの相談員指導者研修を受講していただいている相談員の数ですが、平成26年度は12名ということで、平成26年11月に3名の方が受講予定となっております、これにつきましても、進展しているというふうに考えております。

がん相談支援センターにおける基礎研修会の全過程修了者2名以上の配置につきましては、新しい指定要件に規定されておりますので、全拠点病院の方で目標の達成をいただいているところでございます。

7 ページをお願いします。

「3 がん予防の推進」の喫煙率につきましては、県民健康づくり調査が5年に1回ということで、今回は平成28年が予定されておまして、計画終了時には、喫煙率が出てくると思いますので、今回は空欄にしております。

拠点病院の敷地内禁煙につきましては、26年度に整備して更新推薦書等をいただいております。18の施設のうち14施設で敷地内禁煙が実施されておりますので、これも11から14ということで進展しているというふうに考えているところでございます。

8 ページをお願いします。

「4 がんの早期発見の推進」でございます。

がん検診受診率は、平成25年の国民生活基礎調査によりますと、各がん検診につきまして、伸びているところでございます。数字的には伸びておりますけれども、全国順位を見ますと40以下位となっております。

これにつきましては、後程お話しいたしますが、登録事業所等の登録を進めまして、受診率の向上を図っていきたいというところで考えております。

がん検診の精検受診率、がん検診の未把握率につきましては、目標達成に向けて一層の取組みが必要ではないかというところで考えているところでございます。

これにつきましては、県の方も市町村のがん担当者に会議等で、きちんと伝えていくとともに、医師会の方でも集団検診協議会でご協議いただいておりますので、そちらの方からも市町村等への指導等をしていただくということで、よろしく願いいたします。

9 ページをお願いします。

「働く世代をがんか守るがん検診推進事業の登録事業所数」ということで、県の方でも平成24年度から登録事業所を増やして、検診受診率を伸ばしていこうということで、平成26年10月31日現在、1,451カ所の事業所に登録をいただいております。

まだ、数は1,400ですけれども、少しずつ進展しているというふうに考えているところでございます。

10ページをお願いします。

「5 がん登録の推進」につきまして、地域がん登録の届け出を行っていただいている病院数ですが、前回平成24年度は、77でしたけれども、今回平成26年度は、81の医療機関の方から届け出をいただいております。

このがん登録につきましては、平成28年1月1日から全国がん登録が開始される予定になっておりますので、11月27日にがん登録の説明会等を開催いたしまして、届け出していただく病院の数を増やしていきたいというふうに考えております。

11ページをお願いします。

「6 がん研究の推進」ですが、コーディネーター、治験等の情報提供を行っていただいている拠点病院は、15/18ということで進展しているというふうに考えております。

「7 働く世代のがん患者支援の充実」ですが、これにつきましては、先ほど登録事業所数が増えているということで説明させていただきました。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。

(副会長)

福岡県がん対策アクションプランの進捗状況について詳しくご説明いただきました。ご質問をお受けしたいと思います。

(副会長)

全体として進捗しているものが多いと思われませんが、5年後の目標を見ると平成24年度からスタートして26年度まで2年間、なかなか目標には到達しないような数字もありますけれども、重点的にそれぞれの項目について、何か取組みを考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

まず、緩和ケアの研修会を受けていただく修了者数ですけれども、こちらが6,000人ということで、現在半分には至っておりませんので、先ほども申しましたように、がん診療に携われる医師の方につきましては、県と医師会で診療所も含めて、研修の受講を促していきたいというふうに考えているところでございます。

働く世代をがんから守るがん検診の登録事業所につきましても、目標としまして、10,000事業所としています。

これは、19日にフォーラムを開催いたしまして、登録事業所の取組み等を紹介させていただいております。

また、来年度から表彰制度を導入いたしまして、効果的な取組み等を実施されている事業所等につきましては、県知事表彰をするなど、少しずつ登録事業所を増やすような形で事業を進めてまいりたいと考えております。

(副会長)

8 ページのがん検診の未把握率は増加しているようですが、これについてはいかがでしょうか。

(事務局)

市町村のがん検診の受診率は、国民生活基礎調査の受診率よりも低いですが、がん検診を受けていただいた後の精密検査の受診率も下がっており、これにつきましては、精度管理という観点も含め、市町村のがん担当者会議を今年度も開催する予定としておりますので、そちらの方で再度分析等もさせていただきながら、進めていきたいというふうに思っております。

(委員)

10 ページのがん登録の件ですが、これはほとんど増えておりませんが、平成28年から登録が法制化するというのですが、法制化に向けて準備ができていますでしょうか。なかなか一気に数字はあがらないと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

(事務局)

これにつきましては、11月27日にまず全国がん登録が始まりますということで、病院の方へ周知をさせていただきます。まだ、国の政省令が出ておりませんが、平成27年度には、平成28年1月1日からの届け出開始に向けて、その情報提供も含めまして説明会等を順次開催していきたいと考えております。

(委員)

がん診療連携拠点病院でも、最初は結構大変だったので、一般病院も含めてということになるとかなり大変だと思います。県として、その指針みたいなものをつくっていかないといけないと思うのですが、その計画についてはいかがでしょうか。

(事務局)

厚生労働省の方から政省令が出て、それを見させていただき、推進していく形でつくっていきたくて考えております。今まで、ある程度登録数を出していただいている病院につきましては、紙の届け出からデータで入力できるようにということで少しずつ働きかけを行っているところでございます。

(副会長)

いつからの実施ですか。

(事務局)

全国がん登録というのは、平成28年1月1日からの施行となっております。

(副会長)

そうしますと、福岡県でもそれに目指してということですか。

(事務局)

今現在、登録室を県保健環境研究所とメディカルセンターに置いておりますけれども、そこと打ち合わせをさせていただきながら、進めているところでございます。

(副会長)

少なくとも全体的に右肩上がりということで、更に先に進むようにお願いしたいと思えます。

(事務局)

冒頭の御挨拶でも申しましたように、進展していると言っておりますけれども、目標値からしますと副会長のご指摘のように、まだ届かないものもございます。

そういった点につきましては、先ほど係長から説明いたしましたように、重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(副会長)

では、議題の「2 がん患者・経験者の就労支援」につきまして、澤委員より説明をお願いします。

(委員)

福岡労働局職業対策課の澤でございます。

資料には、「がん患者等に対する就職支援モデル事業」という表題がついていますが、これはモデル事業の正式名称が非常に長く、正確に申しますと、「長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援モデル事業」と言えます。

非常に名前が長いものですから、私どもでは、がん患者等ということでそのモデル事業と呼ばせていただいております。

これは、一番上の青い線で囲んでおりますが、平成25年度からモデル事業として実施しております。最初は全国5カ所でスタートしたのですが、今年度からは12カ所に増やすということで、増やされた中に福岡も含まれているということになります。

では、実際にどういうことをするのかというのは、後程詳しく説明させていただきますが、私どもハローワークの方に就職支援ナビゲーターという専門の相談員を配置しまして、その地域のがん診療連携拠点病院、こういった所と連携して、就労したい、あるいは就労できるという方々に就労支援を行っていく、それをモデル事業として実施して将来的には拡大していこうということでございます。

その下の方にイメージが書いてありますけれども、がん診療連携拠点病院の方でがん患者等の方から相談などを受けられたりされていると思えますが、右側の方が大体ハローワークの方で今度のモデル事業で実施することとしている内容で、大きく分けると3つあります。

1つ目は、働きたいと思われたがん患者等の方の職業相談あるいは職業紹介、2つ目はそういった方々が仕事につけるようにという希望する求人の開拓、あるいは働ける条件に求人社の方があわせていただくという求人条件緩和のお願い、それから、もし、就職がなかった場合には、できるだけ長く働けるように就職後の職場定着の支援などをハローワークの方でやっていこうということでございます。

その間で病院の方とは、相談支援センターへの出張相談、労働市場の今の状況だとか求人情報、雇用情報の提供をしていく、また、センターさんの方からは、就職希望者の方をハローワークの方に誘導していただくというような形で連携を図っていくと

というのがおおまかな事業内容でございます。

そこで、福岡県の場合は、連携拠点病院はどこかと言いますと、独立行政法人国立病院機構九州がんセンターさんということで、平成26年度から拡大されて福岡も実施することになったのですが、4月からのスタートに間に合いませんので、専門の相談員をまず雇用するというところから始まり、6月から募集して雇用に至って、その後、7月から実際に動きだしたという状況でございます。

拠点病院さんとの連携の中で、ハローワークで支援していく人たちがどういった方たちかと申しますと、定義として言わせていただきますと、長期にわたる治療等のために離職を余儀なくされた方、あるいは近々離職を余儀なくされる在職求職者の方、そういった方で就職を希望される方、いわゆる長期療養者と内部的には言わせていただいておりますが、そういった方々の支援を行っていくということでございます。

就職支援ナビゲーターというものを、私ども専門の相談員として雇い入れていくということですが、ハローワークの拠点としては、福岡中央職業安定所の職業相談第一部門に専門相談員を配置して、先ほど申しました九州がんセンターさんとの連携を図りつつ、支援を行っていくということでございます。

基本的には、相談支援センターの方から誘導された方を中心に相談をやっていく訳ですけれども、まずは最初に、その方の状況・概略を把握しなくてはなりませんので、簡単な相談、プレ相談をそこでを行い、モデル事業の中でどういった支援ができるのか、どういった支援をやっていくのかということをご説明差し上げた後に、現実的に支援対象者として登録していくのかどうなのかということを決めさせていただき、それぞれの方にあつた支援を行っていくというものでございます。

基本的には相談窓口で支援を行っていく訳ですが、一般の窓口方々からもしそういった相談があれば、専門の相談窓口へ誘導していきます。

相談する中で、特に早期就職支援対象者を選びまして、その方を中心に支援していくということですが、まず早期の再就職を希望している方、早期というのはおおむね3カ月くらいを考えていますが、それくらいの間には支援をすれば就職できる可能性の高い方を早期支援対象者としてマンツーマンあるいは予約相談といったことで支援をしていくというところでございます。

支援の具体的な内容は、先ほど申しました職業相談、職業紹介、求人開発、場合によっては面接の時に同行して面接を行う、それから、定着支援につきましては、実際に働いてある就労場所にナビゲーターが行って、就労の課題や問題はないのかということのお話を聞くなど、そういったことを実施していくのがこのモデル事業の内容でございます。

長期にわたる病気ということで、がん患者等という言い方をしますが、がん患者、肝炎や糖尿病などいろいろあるかと思えます。

中には、障害者手帳をお持ちの方もいらっしゃるかと思えますけれども、障害者手帳をお持ちの方の場合は、障害者専用窓口を各ハローワークに設置しております。

当然御本人さんの意向を確認したうえでということになりますが、障害者としての支援の方が助成金制度があつたりだとか、現在のところは充実しております。

ですから、ご本人さんの意向を踏まえて、障害者としての就職活動を希望される方

は、障害者専用窓口に案内するというごこととさせていただきます。

それからもう一つは、長期にわたる療養が必要な方で就職を希望される方でも、そのことを今現在治療中であるとか、どういう病気であるかということをお事業所に伝えたいと紹介を受けることを希望される方、あるいはそうでない方もいらっしゃると思います。

ですから、そここのところは、プライバシーの問題もありますので、あくまでもご本人さんの意向を踏まえてといたくということとさせていただきます。

ただ、ハローワークの職員からみて、そういった方々に対して非常に配慮してくれる事業所ということであれば、前もって定期的な通院の日を休みにしていただくなどということについて、先にお話ししておいた方が逆に長く勤められるということもありますので、メリット、デメリットがあるかと思いますが、そういった点を説明しながら、本人さんの意向を確認して支援していくということと、今現在、取り組んでいるところとさせていただきます。

また、先ほど申しましたけれども、7月からスタートしたばかりですので数字的にはあがっておりませんが、現在のところ、相談にお見えになった方、先ほど少し言いました一番最初の入り口のところでプレ相談をされた21名の方で、実際に8名の方が新規求職ということと、もう仕事を探す準備まで入られております。

そして、その中で、3カ月以内に就職を支援すれば就職の可能性が高いといわれる方が5名いらっしゃるということとさせていただきます。

今のところ1名の方が就職に結びついているということと、数字的には非常にまだ始まったばかりで少ないのですが、周知が行き届けば、少しずつ成果が上がってくるのではないかとこのように思っております。

(副会長)

ただ今がん患者経験者の就労支援についてご説明をいただきました。
ご質問をお受けしたいと思っております。

(委員)

大変な事業だと思うのですが、想定する対象者はどれくらいなのか教えてください。

(委員)

対象者の数というのは、あくまでも就職の相談を希望される方ということと、私どもではデータをお持ちしておりません。

ハローワークで、データ上求職活動ということと新規登録をされれば、私どもでその数字は把握できるのですが、先ほど言いましたように、ハローワークに登録すれば、21名の方が相談にお見えになったとか、そういったことがわかるのですが、この就職を希望される方がどの程度いらっしゃるのかということとは、申し訳ありませんが、ハローワークの方では把握はできておりません。

ただ、この事業の数値目標というのが決められておまして、早期支援対象者として選定された方々の30%以上は就職に結びつくようにという目標が定められております。

(委員)

専門の窓口を置いているのはどこですか。

(委員)

2枚目のチラシで、こういったことで支援をやっていますという専門の窓口を置いているのは、福岡中央だけでございます。

ただ、一般的な職業相談の中で、どこのハローワークでも障害者コーナーだとか、いろいろな職業相談員がおりますので、そちらの方でご相談いただいて、ぜひもっと詳しい資料がほしいということであれば、ハローワーク福岡中央に御案内していただければ、そちらで相談はできます。

基本的には、このモデル事業としてやる分につきましては、九州がんセンターさんでご相談があった場合を想定しておりますが、だからといって、がんセンターではなくて、普通の病院に相談に同じような方が来られた時に、いや窓口は違いますよというようなことにはならないわけですね。

我々も福岡中央であれば、専門の窓口を設けてますので、一般の求職窓口に来られた場合、こういうのがありますよと、そこで相談したいということであれば、そちらに誘導します。

また、周りのハローワークの相談窓口に来られたら場合も、こういう専門の相談窓口がありますよということで、そちらを誘導するという事は、当然行っております。

(委員)

非常に大切な事業だと思います。

ハローワークに行くとか、本当に仕事を探すというところまで考えてなくても、就労のご質問がある方に院内でチラシを配り、少し案内しただけでも、やはり心配な方は、非常におられまして、相談支援センターへの相談件数が相当増えているので、そういうニーズはしっかりあるのだらうと思います。

拠点病院を中心に、今後やっていかないといけないのは、まずは医師が初診の時などに、まず、仕事はすぐ辞めなくていいんだよとかいう声掛けをしてあげることです。これにつきましては、まだ、医療者の就労支援に関する認識も少ないということがありますので、拠点病院の中の専門部会で、この話題を出しながら認識をつけていきたいと思います。

(委員)

最近就労の悩みを発言する人がすごく増えておりまして、派遣社員の人たちは、よく更新の時がものすごいプレッシャーになると、抗がん剤の治療中の人は、本当に働くことができるのかという悩みもすごく聞きます。

また、雇用主の理解はあっても、職場の同僚の人の理解がないので、辞めざるを得ないといけないという方が結構いらっしゃいます。

それと一度辞めたら再就職ができないので、黙って自分は治療中ということをして隠しているという方が結構いらっしゃるんですね。でも、私たちとしては、そんなにがんを隠すことなく、堂々と就職したいなど。結構若い人は元気な方や、がんになっても、治療が終わられて元気な人はいらっしゃるのですが、就職はしにくいという現状があります。

ハローワークの方のお話も聞いたことがあるのですが、やはりがんセンター経由ということになると、がんセンターの相談支援センターに相談するのはいいけれども、そういうアクションがない人は就職をどうしたらいいのかということ悩んでいる人が非常に多いので、宣伝をよくしていただいて、ハローワークでこういう支援をして

いるということをぜひ皆さんに周知していただきたいと思います。

(委員)

先ほどお話がありました、相談センターの方でご相談がありました時に、我々も一番最初は、まずは辞めなくて済むものなら辞めなくていい方法を考えていただきたいというのが、ハローワークの基本スタンスなんですね。

先ほど障害者相談コーナーの話をしましたけれども、例えば健常な状態で就労していて。事故やなんらかのことで障害を受けてしまったという場合、その会社で少し配慮していただければ、そのまま継続して就労されるというケースが実際にたくさんあるんですね。

ですから、まずはそういった長期にわたる治療が必要だけれども、どこの部分を配慮すれば、そのまま辞めなくて済むのかなど、そういった点をケアしてもらって、それでも辞めざるを得ないという状況の方に対しては、それなりの支援をしていかないといけないと考えています。

それともう一つ、今はがんセンターとの連携ということで、我々ハローワークには、職業紹介のノウハウは持ち得ていますが、残念ながら、病気に関する知識云々というのは非常にまだ乏しいわけですね。

それで、障害者の関係につきましても、いろいろな勉強などをしまして、専門性の高い職員を配置できるようになってきたというところです。

25年度から、最初に宮城、東京、神奈川、石川、福井の5カ所で始めましたのは、そういったニーズが非常に高いということではなくて、まずは、支援をする場合に、ハローワークの職員として、どういったところに配慮が必要なのか、そういった点をセンターさんと両方で共有しあっていき、拡大していくということで、今のところは、拠点病院さんとの連携を密にして実績を蓄積していくということでございます。

ですから、先ほど申しましたように、だからといってがんセンターを通さないと、ハローワークが何もしないということではないですよということをご理解いただきたいと思います。

(委員)

小児のがんをこのアクションプランの中に加えていただき、ありがとうございます。

小児がんの場合も長期生存例の就職というのがかなり問題になっております。

そういった小児がんのサバイバー、小児がんを子供の頃に治療した経験があり成人に到達されて就職できないといった方もかなりおられますが、そういう場合もこのモデル事業の対象になるのでしょうか。

(委員)

がん経験者ということになるわけですから、要綱の中にもそういったものもはいつておりますし、そのことが原因で、今でも定期的な治療だとか、それで日常的な生活に若干支障があるということであれば、当然対象になるかと思えます。

(委員)

これは小児がんの長期フォローアップを兼ねて、ハローワークとのつながりは非常に大事なことかと思えます。地域のハローワーク、福岡中央とスムーズに連携ができるよう作業を進めていってほしいと思えます。

(事務局)

事務局の方から発言させていただきます。

先週の11月19日に働く世代をがんから守る事業所フォーラムを開催いたしました。これにつきましては、お手元のがんの推進計画の27ページになりますけれども、一番最後の行に、雇用者に対するがんの理解促進や職場でのがんの正しい知識の普及を図ることにより、がん患者・経験者の支援を行いますということで、19日のフォーラムの方で、九州がんセンターの相談支援センターの竹山係長さんの方からがん相談支援センターの取組みをお話ししていただきました。

その中で、がんになられた方は、最初に今すぐに辞めないといけないと思われる方があると言われてまして、相談支援センターの方でもがんになってもすぐ辞めるということを考えずに相談をしてくださいというようなメッセージをいただいております。

また、登録事業所の方も2社、発表いただきましたけれども、1社の方からは、がんの治療法と復職支援の具体的な事例を2例ほどあげていただき、当日参加していただいている中小企業のがん検診推進員の皆様に向かって、情報を発信させていただきました。

(副会長)

登録事業所は、何社ぐらいあるのですか。

(事務局)

登録事業所は1,400くらいですが、当日は300を超える皆様に会場の方に参加をしていただいております。

(副会長)

よろしいでしょうか。それでは、がん教育推進事業につきまして、教育庁体育スポーツ健康課日高委員の代理で出席されております丸山参事より説明をお願いします。

(委員)

資料3により説明させていただきます。

がん教育推進事業は、本年度より実施している事業でございます。学校における健康教育は、教育活動全体の中で実施するようになっております。

そこで、がんに対する正しい理解、がん患者に対する正しい認識及び命の大切さについての理解を図り、自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促すことを目的として実施する事業でございます。

大きく、3つの内容を実施しております。

まず1点目は、がん教育推進委員会の設置です。

メンバーにつきましては、アの構成員の方を挙げさせていただきますが、保健・医療関係者、学識経験者、がん経験者、学校関係者、行政関係者及びその他関係機関等のメンバーで構成されております。

実施につきましては、年に2回、実効性のあるがん教育を推進していく上での課題やその解決策等について、その中で協議をしていくこととしております。

2つ目でございますが、実践校における実践研究を行っております。

市町村小・中学校の各1校、また県立の高等学校1校の計3校を実践校として指定

し、ア、イ2つの項目を挙げておりますけれども、この内容で実践しています。

まず、アにつきましては、がん教育の実践研究ということで、それぞれの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習時間などに位置付けて、年間を通して学校全体で実践をしていくようにしております。

学校の中では、それぞれ実践研究を行う委員会を立ち上げて、その中で内容を検討しながら実践を進めていくようにしており、年間計画の中に位置付けながら、実践していくようにしております。もちろん、職員の共通理解のもと、また保護者の理解・啓発を図りながら実践をしていくようにしております。

イの講師派遣による実践研究でございます。

各実践校に対する指導・助言を行うための講師派遣を行うようにしております。

ア、イと書いておりますけれども、それぞれ学校の中で、授業の中で指導・助言をしていただくがん経験者であるとか、がんの専門医などを呼びながら、それぞれの学校種に応じて、内容に応じた学識経験者を呼んで指導していただく、助言をしていただくというようなことを行いたいと思っております。

また、PTA等を対象とした講演会等も実施できるのではないかなと思っておりますので、その他にも職員研修の中で、がんに関する認識を深めるよう、実施をしていくという方向で考えております。

3つ目は、研修会の開催ということで、教職員等の研修会に対して講師を派遣し、専門的な見地からがんに関する正しい理解とがん患者に対する正しい認識について理解を深めていくということを考えております。

以上3つの実施内容で、それぞれ小学校、中学校、高等学校と学校種が違います。また、児童生徒の発達段階等も違ってまいりますので、それぞれの事情に応じて実践していくと、先ほど各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等と言いましたけれども、それぞれの領域等のねらいも違ってまいりますので、そのねらいに合わせて実践を行い、そのことを最終的にまとめていきたいと考えております。

(副会長)

ただ今平成26年度がん教育推進事業についてご説明いただきました。
ご質問をお受けしたいと思います。

(委員)

ここであまり聞くことではないと思うのですが、内容に関しては資料裏の方に書いてありますが、実際どのように決めていかれるのでしょうか。

(委員)

内容につきましては、基本的にはそれぞれの学校にお任せしております。

先ほど申しましたように、学校の実態等も違いますので、その中で、道徳であるとか、総合的な時間であるとか、その内容に応じて、その時にやはり年間を通して行っていただきたいというのがありますので、例えば、道徳の時間に命に関する内容をしたら、その後、保健体育の学習の時間の中で知識・理解を中心にやりながら、最終的には、総合的な学習の時間の中で、今度はがんそのものについての理解を深めるために子供たちに調べさせるというように、年間を通して計画的に実施をするということで支援をするようにしております。

(委員)

要望としたら、あちこちから出たら内容が膨大になってしまうのかもしれないのですが、先ほどのアクションプランの4ページの緩和ケアの認知度ということで、緩和ケアというのは、一度誤解されて広まっている、それを修正するのがなかなか難しいということで、今苦労しているのですが、最初からこういう無垢の子供たちに緩和ケアというのもぜひ優しく教えていただくといいのかなと思います。学会の方でも、その話が出ており、やはり教育の状況からも変えていかないと、認知の修正は難しいのではないかなということが出ているので、ぜひ、そういうこともできればと思っております。

(委員)

今お話になられた内容につきましては、高等学校段階で、少しそこを触れながら理解を図るということでございます。小学校段階では、道徳等の中で、命の大切さなどを指導しています。学校種に応じてどのようにやっていくのか、今後考えていきたいと思っております。

(委員)

がん診療連携拠点病院からですけれども、福岡県の小・中・高に年2回ずつ実施するとなると相当の回数の授業となりますが、その時の講師というのはどのように考えておられるのでしょうか。どういう計画で、どの程度の講師のすそ野を広げる計画があるのかということをお聞きしたいと思います。がん診療連携拠点病院としては、もちろん協力は惜しまないということは、皆言ってくれるとは思いますが、すごい数の講演ですし、かつ今言われた道徳などの教育の経験はないわけですから、これは例えばの例ですけれども、まず題材、教材をつくって協力するというようなことを考えていかないとなかなか進まないのかなというふうに思います。

(委員)

説明の仕方が不十分でございました。これは、本年度3校指定してございまして、この3校の実践に対しまして、年2回講師を派遣するということでございます。福岡県すべての小・中・高のすべてに派遣するというものではありません。実践校に年2回は専門医の先生であるとか、がん経験者を派遣するということでございます。

(委員)

将来は全部に広げていくということですか。

(委員)

今年度、実践校の中でどういうことができるのか、実践研究をしております。この事業は、3年間の計画としておりますので、その中で内容をまとめて、その後、その先に進めていきたいというふうに考えております。

(委員)

とても重要なことだと思いますが、小学校・中学校・高等学校の保健体育を中心にうちの若い人たちに見せてもらったのですが、確かにがんのことも書いてありますし、いろんな成人病の中での一つのがんということで、教科書に書いてあるんですね。問題は、それをどのように充実を図りながら授業の中で反映させていくかということですが、これはモデル事業ですけれども、従来から行われている授業をもう少し発展させて内容をよくしていくというような方向性はないのでしょうか。と言うのも、短い

時間の中で、全部話していくということは、なかなか難しいと思います。がんだけでなく他の分野におきましても、重要なことは十分わかっていますので、こういう対策も従来からある教科書を使って、内容を充実させるということの方がすべての学校に通用するのではないかと思います、その点の議論はなされていないのでしょうか。

(委員)

今までも、小学校の場合には、いのちの授業というものは実施してきております。

がんを取り上げたということはなかったのですが、例えば動物の命を大事にする、生き物というようなことでやってきております。特に今回は、一番身近にあるがんというものを教材として、なんとか子供たちに命の尊さとか友達を大事にする、そういうことを伝えると、もちろん、他にも教材としてあげるとすればありますが、非常に身近なものということで、教育的な効果がとても大きいのではないかとこのころです。また、保健学習の内容として、押さえないといけない内容が結構あります。保健学習の場合は、がんだけではなくて、他の内容もありますので、特にがんということについては、先ほどから申してます道徳の時間や学級活動など、この中で有効に指導できるのではないかとこのころです。

(委員)

今、いのちの授業の話をして、これまでの命の授業というと、いじめや自殺に関してのいろいろな話がありまして、これはがん教育、がんというものが基本的なものになってくる、ここがぶれないようにしてほしいと思います。そして、今の小学校においては、やはりがんの知識を入れていけば、予防的なものができるのではないかとこのころです。それと、学校でがんの話聞いたので、帰ってきて「お父さん、きちんと検診を受けないといけないよ」というような家庭内の話で、父親が検診に来たということも聞きますので、そういう点での教育などをしていただきたいと思っております。鹿児島がこの教育を結構早くから取り組んでやっておりますので、参考のために少し話をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。すごく大事な授業だと思います。

(委員)

今、ボランティアで学校教育での命の教育、がん教育をやっている団体もあり、私もそれを見学したのですが、やはり、小学校、中学校、高等学校でのきちんとしたカリキュラムが必要ではないかなと思っております。きちんと教えてほしいなと思っております。

(委員)

その点もとても大事かと思っておりますので、今回、小・中・高一校ずつ選びながら、その中できちんとカリキュラムを立てて指導していきますので、そういったところも十分踏まえながら実施していきたいと思っております。

(副会長)

小・中・高とその人としての発育課程の中で、感受性も違うと思っておりますので、国の指針として小学校ではこういうこと、中学校ではこういうこと、高校ではこういうことを専門として教えるのだという方向性も重要な気もいたしました。

(委員)

今回の協議会次第で、(2)(3)が新規で提案されているわけですが、今までのがん対策は治療の問題としてとらえられていましたけれども、今後は、社会の問題であるという形で、行政の方が考えられて提案されたいと思っております。モデル校として

進めていかれる中で、そこで説明される方のすり合わせが必要であると思います。例えば一人の方がしゃべるのであればいいけれども、何人かの講師の方がしゃべると、聞き取る方は、違う形で受けとられるということがあるなど、いろいろな問題点も出てくると思いますので、実践された後は、校医の先生や養護の先生などが中心となって、問題があると思う点をどういうふうにするのか、すりあわせをして、教育委員会の方でお考えいただければありがたいと思います。非常に大変な大事なことだと思っておりますので、よろしくお願いします。

(副会長)

最後に非常に重要な点をご指摘いただきました。
モデル校はどのようにして決まるのですか。

(委員)

実際にモデル校を決めて、実践を行っている最中でございます。

(副会長)

よろしいでしょうか。それでは、続きまして、がん診療連携拠点病院等の推薦について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

お手元の資料4になりますけれども、A3の2枚につきましては、第1回の協議会でご説明をさせていただきましたが、簡単に再度説明をさせていただきます。

拠点病院につきましては、平成26年1月10日に新しい指針が国の方から出されました。本来ですと、拠点病院の指定の更新等があったわけですがけれども、指針の発出が遅れましたので、平成26年度まで1年間指定の延長がなされ、現在の拠点病院で進んでおります。

指針におきましては、診療実績等につきまして、従来では年間入院患者数1,200人以上という数値的にはこれしかございませんでしたが、新しい指針では、院内がん登録者数や、放射線治療の延べ患者数、化学療法 of 延べ患者数、手術件数等が細かく規定されております。また、二次医療圏が小さいところにつきましては、2割程度の診療実績があること、このどちらかの要件を満たすことということで、新しい指針が出ております。

診療体制につきましても、こちらの方に記載しておりますけれども、専任、専従というところが厳しくなっているところでございます。

これを受け、整備の考え方といたしましては、‘3’にありますけれども、平成22年に整備をさせていただき、同様の考え方で、新しい指針の指定要件を満たす病院であることを前提に、今年度事務作業を進めさせていただきました。

実際に申請がありました病院につきましては、実地調査にすべて回らせていただき、調査を行ったところでございます。

そちらに書いておりますように、国の指定病院につきましては、県拠点病院として、従来から、がんセンターと九州大学病院の2カ所が国の方から指定されておりますので今年度につきましても、こちらの方を推薦すると考えて進めております。

拠点病院につきましても、指定要件を満たす病院について推薦するというところで考

えております。

ウに関しましては、地域がん診療病院、特定領域病院につきまして、今年度は指定要件等を充足している病院はございませんでしたので、推薦には至っておりません。

1枚めくっていただき‘その他’になりますけれども、地域がん診療病院につきましては、グループ指定の相手先となる拠点病院との連携体制ということで、がん診療連携協議会の方でも協議していただきまして、現在、グループ化を進めておりますので来年度整備を行い、国の方へ推薦をしたいと考えております。

今後のスケジュールになりますけれども、10月30日に国の方に推薦をあげておりまして、11月に、県指定病院の申請を受け付けており、これから事務を進めていくこととしております。

また、平成27年の1月中に、国の方から国指定病院のヒアリングを受けた後に、国の方から指定があるということで考えているところでございます。

資料1枚目になりますけれども、がん診療連携拠点病院推薦医療機関ということで、申請等いただいた病院の推薦書の方を審査しまして、今回、県拠点病院には、九州がんセンターと九州大学病院の2カ所、地域拠点病院には、各ブロックごとに分けておりますが、そちらの方に記載しております13の病院を国の方に推薦をしております。

国の方で今後審議等がありまして、指定の運びになると考えております。

結果的には、拠点には現在の病院がそのまま更新で推薦をしたという結果になっております。以上でございます。

(副会長)

ありがとうございます。がん診療連携拠点病院等の推薦につきましてご説明をいただきました。ご質問をお受けしたいと思っております。

(副会長)

この資料4の1枚目ががん拠点、地域拠点病院ということで、これは今までと変わっていないということですね。

(事務局)

現在、指定されている病院をそのまま更新し推薦をしたという形になっております。

(副会長)

そうしましたら、県の拠点病院は今からということですかね。

(事務局)

知事が指定します県指定病院につきましては、現在申請を受け付けておりますので今後事務処理を進めさせていただきたいと思っております。

(副会長)

その決定はまだ先になるということですか。

(事務局)

もう少し先になる予定でございます。

(副会長)

そうしますと、このA3の3ページは、現在の拠点病院ということですかね。

(事務局)

お手元に配布させていただいております資料の3ページになりますけれども、これは、現在指定されている拠点病院であります。その中で1ページの資料になりますけれども、この病院が国の方に推薦をしているということでございます。

(副会長)

いかがでしょうか。

この指定にあたっては、かなり厳密な指針が決まっておりますが、その中でもかなり評価をしてこの結果に至ったということでしょうか。

(事務局)

実地調査等をさせていただきまして、推薦書の項目の方に必須要件ですとか、満たすことが望ましいという要件がございまして、これは、県のホームページにも挙げさせていただいております。拠点病院のページの方には、項目や評価の考え方についてあげさせていただきまして、各拠点病院から提出された推薦書を拝見して点数化を行い、今回この病院が推薦という形になっております。

(副会長)

よろしいでしょうか。

予定しておりました議題は終わりですが、皆様方から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局から、その他ということで、お手元の方にカレンダーとボールペンと蛍光マーカーが一緒になったボールペン、ふだんのくらしをおくるためかならず受けようがん検診という名刺サイズの啓発グッズをお配りさせていただいております。

これは、11月19日に登録事業所を対象に実施しましたフォーラムでお配りしました。事業所の方では、カレンダー等ががん検診の日程等をご確認していただくなり、印をつけていただきがん検診を促していただければと考えております。

もう1つ小さいグッズですけれども、これは、スマートフォンですとか携帯電話の裏面に貼っていただきまして、必要があれば検診君がついている裏側が画面を磨くものになっており、結構粘着力もありますので、携帯電話等に貼っていただき啓発を促していただければというふうに考えているところでございます。

今後とも登録事業所の方も増やしていきたいというふうに考えておりますので、皆様にご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

(副会長)

委員の皆様もぜひご活用いただきたいと思います。

それでは、事務局の報告は終わりましたけれども、何か全体を通してご意見等はありませんか。

(委員)

今、言われた働く世代をがんから守るがん検診推進事業、非常に重要な事業だと思いますが、これはそこで働く就労者が対象となっているのでしょうか。例えば、就労者のご家族もいらっしゃるわけですから、そうすると、今1,400という事業所が登録されていますので、波及効果として大きくなってくると、それと市町村からの検診のお勧めもあれば、こういう検診を受けるチャンスが増えてくるのではないかと考えたのですが、そういうふうにすることはできるのでしょうか。

(事務局)

登録事業所の方には、がん検診推進員を置いていただくようにしております。

この方には、従業員だけではなくその家族の方、配偶者の方がおられたりしますのでそちらに向けても、市町村等が行うがん検診の受診の勧奨や啓発等を進めていただくようにしております。

(副会長)

他に何かございませんか。特にないようですので、これで終了したいと思います。

議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

本日の協議会では、委員の皆様には大変お忙しい中、熱心にご議論いただき誠にありがとうございました。

(司会)

前原副会長ありがとうございました。

委員の皆様ご審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成26年度第2回がん対策推進協議会を終了いたします。

次回、第3回目の協議会の開催につきましては、日程が確定次第、後日ご連絡を差し上げますのでよろしくお願い致します。